

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。また、条文の新設に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第34条 (補欠監査役)</u></p> <p><u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>2 補欠監査役の選任方法は、第31条第1項 (監査役の選任) の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p>
第34条～第45条 (条文省略)	第34条～第46条 (現行どおり)

第2号議案 補欠監査役選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株 式 数
田尾 啓一 (昭和26年2月25日生)	昭和48年4月 三井情報開発(株) 入社 昭和55年11月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成7年6月 同法人代表社員 平成9年1月 ティーロイトーマツコンサルティング(株)(現アビームコンサルティング(株)) 執行役員 平成16年4月 立命館大学大学院教授 平成27年3月 (株)フュージョンパートナー社外監査役 (現任) 平成28年3月 (株)小田原エンジニアリング社外取締役 (現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 田尾啓一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 田尾啓一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 田尾啓一氏が監査役に就任した場合には、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額といたします。

以上

(添付書類)

事業報告

(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策を背景に雇用環境や個人所得の改善が進み、緩やかな回復基調が継続しております。しかしながら、中国経済の減速や原油安、年初からの円高の影響で企業業績の悪化懸念もあり、景気の先行きは不透明な状況にあります。一方、広告業界においては、平成27年日本の総広告費（「日本の広告費」平成28年2月（株）電通発表）が前年に引き続き6兆円を突破し、前年比100.3%と4年連続で前年を上回っております。媒体別では、インターネット広告費が前年比110.2%と広告業界を2桁成長で牽引しております。

このような環境のもと、当社はニュースリリース配信サイト「PR TIMES」及び多数のWebサイトにニュースリリースを配信・掲載しました結果、「PR TIMES」の月間配信本数は5,500本を突破し、月間PVは過去最高の590万PVを記録いたしました。また平成28年2月には利用企業社数が12,000社を突破いたしました。

新しい試みといたしましては、普及したスマートフォンにおいて、より快適な企業と顧客の対話を実現し、カスタマーサポートを円滑にする無料カスタマーコミュニケーションツール「Tayori」を平成27年7月にリリースしております。

また、平成28年は文字や静止画像と異なる「空間を利用した情報伝達手段」が様々な分野で広がるとされており、動画やVR（バーチャルリアリティ）を活用する企業が急増すると見込まれていますが、VRコンテンツをプレスリリースに埋め込むことができる新機能を当社のニュースリリースでテスト運用し、より質の高い情報を生活者に届けることができるよう、開発を進めております。

これらの結果、当連結会計年度の連結売上高は1,080,044千円（前期比27.7%増）、営業利益は180,159千円（前期比95.2%増）、経常利益は176,113千円（前期比91.1%増）、当期純利益は114,404千円（前期比140.4%増）となりました。

なお、当社グループはニュースリリース配信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の金額は150,604千円であります。固定資産の当連結会計年度増加額といたしまして、有形固定資産は39,094千円、無形固定資産は41,409千円であります。これらの結果、当連結会計年度末の固定資産残高は280,007千円となりました。

また、当連結会計年度において当社の有形固定資産の売却（売却額18,610千円）を行っております。

③ 資金調達の状況

短期運転資金の確保を目的として、株式会社三井住友銀行より平成27年8月21日及び平成27年12月30日に各々50,000千円、総額100,000千円の短期借入を実施しました。

これらの結果、当社グループの短期借入金残高は、100,000千円となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第8期	第9期	第10期	第11期
	自平成24年3月1日 至平成25年2月28日	自平成25年3月1日 至平成26年2月28日	自平成26年3月1日 至平成27年2月28日	(当連結会計年度) 自平成27年3月1日 至平成28年2月29日
売上高 (千円)	-	-	-	1,080,044
経常利益 (千円)	-	-	-	176,113
当期純利益 (千円)	-	-	-	114,404
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	44.52
総資産 (千円)	-	-	-	741,559
純資産 (千円)	-	-	-	437,773
1株当たり純資産 (円)	-	-	-	170.34

(注) 当社は、第11期より連結計算書類を作成しているため、それ以前の各数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第8期	第9期	第10期	第11期
	自平成24年3月1日 至平成25年2月28日	自平成25年3月1日 至平成26年2月28日	自平成26年3月1日 至平成27年2月28日	(当事業年度) 自平成27年3月1日 至平成28年2月29日
売上高 (千円)	483,661	653,357	827,545	1,061,107
経常利益 (千円)	101,552	89,046	78,307	136,415
当期純利益 (千円)	53,666	50,854	31,787	88,273
1株当たり当期純利益 (円)	53.67	23.13	12.39	34.35
総資産 (千円)	253,086	357,844	446,530	697,943
純資産 (千円)	167,219	237,870	314,457	402,731
1株当たり純資産 (円)	167.22	105.72	122.36	156.70

(注) 当社は平成27年2月5日付で普通株式1株につき20株の、平成27年8月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割をいたしました。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	当社との関係
株式会社ベクトル	1,748,170千円	85.6%	ニュースリリース配信サービスの提供

② 親会社との間の取引に関する事項

株式会社ベクトルとの取引につきましては、定期的に契約の見直しを行っております。また、株式会社ベクトルに限らず関連当事者取引等については、経営戦略上または営業戦略上必要な場合を除き、原則行わないという基本方針であります。関連当事者取引等の実施につきましては、少数株主の保護の観点から、当該取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、当該取引が合理的判断に照らして有効であるか、また、取引条件等は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、かつ、監査役会で審議を行い、取締役会の決議により行う方針であります。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社マッシュメディア	10,000千円	100%	Webサイトの制作運用

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

① 優秀な人材確保

当社グループの競争の源泉はプランニング力と広範な媒体ネットワーク及び多様なサービスラインにあり、これらを維持・向上していくためには優秀な人材の確保と育成が必須であります。したがって、当社が持続的に成長していくためには、このような知識と経験を豊富にもった人材の獲得が必要不可欠であります。

② 収益基盤の拡充

当社グループは、より優れたプランニング力及びサービスラインのさらなる強化が課題の一つであると考えております。当社グループは、市場動向を見据えた迅速な対応と引き続き世の中の一步先を行く、新たなサービスを開発・導入していくことが必要であると考えております。

③ コーポレートガバナンス体制及び内部管理体制

当社グループが継続的な成長を続けるためには、コーポレートガバナンスのさらなる強化と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレートガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役会の設置や内部監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図っているところです。

また、内部管理体制については管理部門の増員を実施しておりますが、一層の体制強化が必要であると認識しております。

(5) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

事業区分	事業内容
ニュースリリース配信事業	当社サービス（PR TIMES）の運営その他関連事業

(6) 主要な事業所（平成28年2月29日現在）

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区南青山二丁目27番25号 オリックス南青山ビル3階

(注) 平成28年1月に本社を港区南青山に移転しました。

② 子会社

会社名	所在地
株式会社マッシュメディア	東京都港区南青山二丁目27番25号 オリックス南青山ビル3階

(7) 使用人の状況（平成28年2月29日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ニュースリリース配信事業	46 (21) 名	—

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44 (13) 名	12名増 (5名減)	32.2歳	2.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び派遣社員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年2月29日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	100,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年2月29日現在）

- ① 発行可能株式総数 10,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,570,000株
- ③ 株主数 4名
- ④ 大株主 下記参照

(注) 総数は、平成27年8月26日付で株式分割を行ったことにより増加しております。

株主名	持株数	持分比率
株式会社ベクトル	2,200,000 株	85.6 %
GCMC Venture Capital Partners I Inc.	320,000	12.5
山口拓己	42,000	1.6
山田健介	8,000	0.3

(注) 持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	新株予約権の内容
発行決議日	平成25年12月26日
新株予約権の数	97個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 194,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個あたり 280,000円 (1 株あたり 140円)
権利行使期間	平成27年12月27日から 平成35年12月26日まで
行使の条件	(注)
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 97個 目的となる株式数 1,940株 保有者数 2名
社外取締役及び監査役の保有状況	—

(注) 新株予約権の主な行使条件

1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社若しくは当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。但し、取締役または監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。但し、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。
3. 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
4. 新株予約権者は、行使期間に関わらず、当該株式が日本国内の証券取引所に上場された後6ヶ月の期間が経過するまで、その権利を行使できない。
5. その他権利行使の条件は、当新株予約権に係る株主総会決議及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員及び使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	新株予約権の内容
発行決議日	平成27年2月6日
新株予約権の数	600個

新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 60,000株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個あたり18,000円 (1株あたり180円)	
権利行使期間	平成31年1月30日から 平成37年1月29日まで	
行使の条件	(注)	
取締役の保有状況(社外取締役を除く)	新株予約権の数 90個 目的となる株式数 9,000株 保有者数 2名	
社外取締役及び監査役の保有状況	—	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 490個
		目的となる株式数 49,000株
		交付者数 35人
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数 20個
		目的となる株式数 2,000株
		交付者数 2人

(注) 新株予約権の主な行使条件

1. 新株予約権1個の一部行使は、認めない。
2. 新株予約権の付与を受けた者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社または当社の子会社の役員または従業員であることを要する。ただし、取締役または監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
3. 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができない。
4. その他権利行使の条件は、当新株予約権に係る株主総会決議及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員状況

① 取締役及び監査役の状況(平成28年2月29日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山口拓己	株式会社マッシュメディア 代表取締役
取締役	山田健介	マーケティング本部長
取締役	山本高太郎	株式会社バクトル 執行役員

取締役	田中善一郎	—
常勤監査役	向川壽人	向川公認会計士事務所 所長 オリコン株式会社 監査役 株式会社アドバンスト・メディア 監査役 株式会社スリー・ディー・マトリックス 監査役
監査役	田中紀行	弁護士法人港国際法律事務所東京事務所 所長
監査役	羽入敏祐	ひので監査法人 パートナー 日之出コンサルティング株式会社 代表取締役 フリーダムアーキテクトデザイン株式会社 取締役 オープンテクノロジーズ株式会社 取締役 ビズロボジャパン株式会社 取締役 株式会社セグメント 取締役

- (注) 1. 取締役田中善一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役向川壽人氏及び田中紀行氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役向川壽人氏及び監査役羽入敏祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役田中紀行氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く平成28年2月29日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	寺澤美砂	経営企画本部長
執行役員	三島映拓	サービス本部長

- ② 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

1. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	33,600千円 (1,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	7,350千円 (5,700千円)
合計 (うち社外役員)	6名 (3名)	40,950千円 (7,500千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年12月26日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成26年7月16日開催の臨時株主総会において年額2,000万円以内と決議いただいております。
4. 期末現在の人員数は、取締役4名、監査役3名であります。上記の支給人員との相違理由は、無報酬の取締役1名が存在していることによるものであります。

2. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

3. 社外役員が当社の親会社等またはその子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 監査役 向川壽人氏は、向川公認会計士事務所 所長を兼務しております。また、オリコン株式会社、株式会社アドバンスト・メディア、株式会社スリー・ディー・マトリックスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 監査役 田中紀行氏は、弁護士法人港国際法律事務所東京事務所 所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

氏名		活動状況
取締役	田中善一郎	平成27年8月26日付で就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。企業経営において豊富な経験があり、インターネットビジネスにおける幅広い見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	向川壽人	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。また当事業年度に開催された監査役会16回のうち16回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。
監査役	田中紀行	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。また当事業年度に開催された監査役会16回のうち16回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。

3. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

東陽監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	9,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、東陽監査法人の報酬について、会計監査人の監査の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、取締役自らがこれを順守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。
2. 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。
3. コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて経営企画本部は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
4. 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報・窓口を設け、「コンプライアンス内部通報規程」に基づき適切な運用を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 情報セキュリティについては「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。情報セキュリティに関する具体的施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、当社グループで横断的に推進します。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」、「個人情報管理基本規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「事故・不祥事等対応規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。
 2. 当社は、当社グループにおける防災計画の立案及び防災体制の整備等、防災全般に関する諸事情の構築を推進すべく、事業継続計画を制定し、災害発生時の対応体制等を確立することにより、災害による人的・物的被害を予防、軽減しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
 2. 取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。
- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。
 2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営を管理し、事業の適正を確保しております。また「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、コンプライアンス・リスク委員会を設置してリスク管理体制を強化しております。
 3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行うため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。
 4. 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「コンプライアンス・ポリシー」を通じて、子会社の遵法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。
 5. その他の当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親子間取引における不適切な取引及び会計処理を防止するため、監査役会及び内部監査部門が連携して監査体制を整備し、企業集団における業務の適正を確保しております。
- ⑥ 監査役を補助すべき使用人に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置するものとします。
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならないものとします。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、監査役の代理出席を含む必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与します。
- ⑨ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - イ) 当社は、取締役会のほか、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。
 - ロ) 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。
 - ハ) 「コンプライアンス内部通報規程」に基づき、内部通報窓口を設置しております。
 2. 子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
 - イ) 監査役は、子会社の稟議書や計算書類を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、使用人等に説明を求めることができるものとします。
 - ロ) 子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。
- ⑩ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「コンプライアンス内部通報規程」において、通報者に不利益が及ばないよう配慮しております。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。
- ⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社グループの経営の状況に関する情報の共有化を図っております。
監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。
- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。
- ⑭ 反社会的勢力を排除する管理体制
当社は「コンプライアンス・ポリシー」において、反社会的勢力との関係を持たないこと、及

び会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針としております。

また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。

今後も所管警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりです。

① 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回または必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を4回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

② 監査役会による監視

当社は、監査役会規程に基づき、原則として月1回または必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、当事業年度においては監査役会を16回開催致しました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

③ コンプライアンス体制の運用

当社は、「コンプライアンス・ポリシー」に基づき、全ての役職員が法令順守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を図るため、「コンプライアンス内部通報規程」に基づき、通報窓口を社内へ通知し、その運用を図っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針につきましては、特に定めておりません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、配当については、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ配当を実施してまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	461,552	流 動 負 債	298,830
現金及び預金	250,281	支払手形及び買掛金	19,738
受取手形及び売掛金	142,584	短期借入金	100,000
商品及び製品	6,018	リース債務	2,032
繰延税金資産	10,007	未払金	35,785
未収入金	43,499	未払法人税等	46,944
その他	13,264	前受収益	33,762
貸倒引当金	△4,104	賞与引当金	9,000
		その他	51,567
		固 定 負 債	4,955
固 定 資 産	280,007	リース債務	3,267
有形固定資産	102,804	その他	1,687
建物及び構築物	39,246		
工具、器具及び備品	106,442	負 債 合 計	303,786
リース資産	9,542	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△52,426	株 主 資 本	437,773
無形固定資産	86,745	資本金	50,900
ソフトウェア	59,918	資本剰余金	38,697
ソフトウェア仮勘定	26,827	利益剰余金	348,175
投資その他の資産	90,457		
投資有価証券	10,125		
敷金及び保証金	72,254	純資産合計	437,773
繰延税金資産	8,077		
資 産 合 計	741,559	負債純資産合計	741,559

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,080,044
売 上 原 価		273,228
売 上 総 利 益		806,816
販売費及び一般管理費		626,656
営 業 利 益		180,159
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	46	
雑 収 入	292	339
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	350	
株 式 公 開 費 用	4,000	
雑 損 失	35	4,386
経 常 利 益		176,113
特 別 損 失		
固定資産売却損	281	
固定資産除却損	256	
リース解約損	2,127	2,665
税金等調整前当期純利益		173,447
法人税、住民税及び事業税	57,754	
法人税等調整額	1,289	59,043
少数株主損益調整前当期純利益		114,404
当 期 純 利 益		114,404

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
連結会計年度期首残高	50,900	38,697	233,771	323,369	323,369
連結会計年度変動額					
当期純利益			114,404	114,404	114,404
連結会計年度変動額合計	—	—	114,404	114,404	114,404
連結会計年度期末残高	50,900	38,697	348,175	437,773	437,773

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社マッシュメディア

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1. その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

2. たな卸資産

- ・商品及び製品 個別法による原価法を採用しております（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～24年

工具、器具及び備品 4～8年

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用
リース取引に係るリース資産 用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度の 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度の 期末の株式数
普通株式	25,700株	2,544,300株	-株	2,570,000株

(注) 総数の増加は、平成27年8月26日付で株式分割を行ったことによる増加分であります。

3. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社では、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、事業規模の変動に伴い短期的な運転資金が必要となる場合には、銀行借入及び営業債権のファクタリングにより調達をしております。新規事業計画及びこれに付帯する設備等投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合には、主に銀行借入により必要資金を調達しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、外貨建の営業取引等に対するリスク回避等の明確な目的が無い限り行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は1年内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク管理

当社は、与信管理規程に従い、得意先ごとの財務状況を個別把握し、与信枠設定及び債権残高管理を実施するとともに、得意先の定期的なモニタリングを実施し、得意先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、手元流動性の維持を目的として当社において年次予算を基礎に予実分析を行うとともに、手元資金の残高推移を月次ベースで定期検証し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
① 現金及び預金	250,281	250,281	—
② 受取手形及び売掛金	142,584	142,584	—
③ 未収入金	43,499	43,499	—
④ 敷金及び保証金	72,254	72,254	—
⑤ 支払手形及び買掛金	(19,738)	(19,738)	—
⑥ 短期借入金	(100,000)	(100,000)	—
⑦ リース債務 (1年以内に返済予定のものを含む)	(5,300)	(5,300)	—
⑧ 未払金	(35,785)	(35,785)	—
⑨ 未払法人税等	(46,944)	(46,944)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)

①現金及び預金

②受取手形及び売掛金

③未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④敷金及び保証金

敷金及び保証金は返還時期を見積ったうえで、将来のキャッシュ・フローを無リスクの利率で割引いた現在価値により算定しております。

⑤支払手形及び買掛金

⑥短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑦リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑧未払金

⑨未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	170円34銭
(2) 1株当たり当期純利益	44円52銭

(注) 平成27年8月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割をいたしました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 重要な後発事象に関する注記

(1) 公募増資

当社は、平成28年3月31日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたり、平成28年2月26日及び平成28年3月10日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議いたしました。平成28年3月30日に払込が完了しております。この結果、資本金は334,444千円、発行済株式総数は3,030,000株となっております。

- ① 募集方法：（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数： 普通株式 460,000株
- ③ 発行価格： 1株につき 1,340円
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額： 1株につき 1,232.80円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 払込金額： 1株につき 1,037円
- ⑥ 資本組入額： 1株につき 616.40円
- ⑦ 発行価額の総額： 477,020千円
- ⑧ 資本組入額の総額： 283,544千円
- ⑨ 引受価額の総額： 567,088千円
- ⑩ 払込期日： 平成28年3月30日
- ⑪ 資金の使途：ソフトウェア開発等の設備投資、知名度・ブランディング向上のための広告宣伝費及び短期借入金の返済に充当する予定です。

(2) 第三者割当増資

当社は、平成28年3月31日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたり、平成28年2月26日及び平成28年3月10日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券が当社株主である株式会社ベクトルより借り入れる当社普通株式の返還に必要な株式を取得させるため、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議いたしました。

- ① 発行する株式の種類及び数： 普通株式 114,000株
- ② 発行価格： 1株につき 1,340円
- ③ 引受価額： 1株につき 1,232.80円
- ④ 払込金額： 1株につき 1,037円
この金額は会社法上の払込金額であり、平成28年3月10日開催の取締役会において決定された金額であります。
- ⑤ 資本組入額： 1株につき 616.40円
- ⑥ 発行価額の総額： 118,218千円
- ⑦ 資本組入額の総額： 70,269千円
- ⑧ 引受価額の総額： 140,539千円
- ⑨ 払込期日： 平成28年5月11日
- ⑩ 資金の使途：ソフトウェア開発等の設備投資、知名度・ブランディング向上のための広告宣伝費及び短期借入金の返済に充当する予定です。
- ⑪ 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任することとしております。
- ⑫ オーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止することとしております。

貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	427,969	流 動 負 債	290,255
現金及び預金	218,770	買掛金	15,386
受取手形	118	短期借入金	100,000
売掛金	140,898	リース債務	2,032
商品及び製品	6,018	未払金	43,865
貯蔵品	28	未払費用	30,781
未収入金	43,629	未払法人税等	38,688
前払費用	10,354	未払消費税等	14,840
繰延税金資産	9,076	預り金	2,122
その他	3,180	前受収益	33,762
貸倒引当金	△4,104	賞与引当金	8,700
		その他	75
		固 定 負 債	4,955
固 定 資 産	269,973	リース債務	3,267
有形固定資産	97,526	その他	1,687
建物及び構築物	39,246		
工具、器具及び備品	97,585	負 債 合 計	295,211
リース資産	9,542	純 資 産 の 部	
減価償却累計額	△ 48,847	株 主 資 本	
無形固定資産	65,903	資本金	50,900
ソフトウェア	40,679	資本剰余金	38,697
ソフトウェア仮勘定	25,223	資本準備金	25,900
投資その他の資産	106,543	その他資本剰余金	12,797
投資有価証券	10,125	利益剰余金	313,134
関係会社株式	16,086	その他利益剰余金	313,134
敷金及び保証金	72,254	繰越利益剰余金	313,134
繰延税金資産	8,077		
		純資産合計	402,731
資 産 合 計	697,943	負債純資産合計	697,943

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,061,107
売 上 原 価		221,907
売 上 総 利 益		839,200
販売費及び一般管理費		699,481
営 業 利 益		139,719
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	838	
雑 収 入	244	1,082
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	350	
株 式 公 開 費 用	4,000	
雑 損 失	35	4,386
経 常 利 益		136,415
特 別 損 失		
固定資産売却損	281	
固定資産除却損	256	
リース解約損	2,127	2,665
税引前当期純利益		133,750
法人税、住民税及び事業税	48,687	
法人税等調整額	△3,211	45,476
当 期 純 利 益		88,273

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	50,900	25,900	12,797	38,697	224,860	224,860	314,457	314,457
当期変動額								
当期純利益					88,273	88,273	88,273	88,273
当期変動額合計	—	—	—	—	88,273	88,273	88,273	88,273
当期末残高	50,900	25,900	12,797	38,697	313,134	313,134	402,731	402,731

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

(時価のないもの)

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

貯蔵品

個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～24年

工具、器具及び備品 4～8年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法により償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

売掛金

8,105千円

未収入金

20,228千円

未払金

8,423千円

その他流動資産

467千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
収入分	91,902千円
支出分	97,810千円
営業取引以外の取引による取引高	20,849千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項
記載事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,533千円
未払事業所税	286
貸倒引当金	1,055
賞与引当金	3,076
未払社会保険料	430
未払費用	694
減損損失	7,756
敷金（資産除去債務）	321
その他	0
繰延税金資産合計	<u>17,153</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.1%から平成28年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.3%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微でございます。

(4) 決算日後の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から平成29年3月1日に開始する事業年度及び平成30年3月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成31年3月1日以降に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	(株)ベクトル	被所有 直接85.6	当社サービスの提供	プレスリリース配信	89,820	売掛金	8,105
				固定資産売却	18,610	未収入金	20,099
				事務所賃貸	200		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)マッシュメディア	所有 直接100	業務委託 資金提供	広告宣伝費 利息の受取	97,610 799	未払金	8,413

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 156円70銭
(2) 1株当たり当期純利益 34円35銭

(注) 平成27年8月26日付で普通株式1株につき100株の株式分割をいたしました。が、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(1) 公募増資

当社は、平成28年3月31日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたり、平成28年2月26日及び平成28年3月10日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議いたしました。平成28年3月30日に払込が完了しております。この結果、資本金は334,444千円、発行済株式総数は3,030,000株となっております。

- ① 募集方法：（ブックビルディング方式による募集）
- ② 発行する株式の種類及び数： 普通株式 460,000株
- ③ 発行価格： 1株につき 1,340円
一般募集はこの価格にて行いました。
- ④ 引受価額： 1株につき 1,232.80円
この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- ⑤ 払込金額： 1株につき 1,037円
- ⑥ 資本組入額： 1株につき 616.40円
- ⑦ 発行価額の総額： 477,020千円
- ⑧ 資本組入額の総額： 283,544千円
- ⑨ 引受価額の総額： 567,088千円
- ⑩ 払込期日： 平成28年3月30日
- ⑪ 資金の使途：ソフトウェア開発等の設備投資、知名度・ブランディング向上のための広告宣伝費及び短期借入金の返済に充当する予定です。

(2) 第三者割当増資

当社は、平成28年3月31日付で東京証券取引所マザーズ市場へ上場するにあたり、平成28年2月26日及び平成28年3月10日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券が当社株主である株式会社ベクトルより借り入れる当社普通株式の返還に必要な株式を取得させるため、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を決議いたしました。

- ① 発行する株式の種類及び数： 普通株式 114,000株
- ② 発行価格： 1株につき 1,340円
- ③ 引受価額： 1株につき 1,232.80円
- ④ 払込金額： 1株につき 1,037円
この金額は会社法上の払込金額であり、平成28年3月10日開催の取締役会において決定された金額であります。
- ⑤ 資本組入額： 1株につき 616.40円
- ⑥ 発行価額の総額： 118,218千円
- ⑦ 資本組入額の総額： 70,269千円
- ⑧ 引受価額の総額： 140,539千円
- ⑨ 払込期日： 平成28年5月11日
- ⑩ 資金の使途：ソフトウェア開発等の設備投資、知名度・ブランディング向上のための広告宣伝費及び短期借入金の返済に充当する予定です。
- ⑪ 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任することとしております。
- ⑫ オーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止することとしております。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月13日

株式会社PR TIMES
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士	前 原 一 彦	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	小 杉 真 剛	Ⓔ
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社PR TIMESの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社PR TIMES及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年4月13日

株式会社PR TIMES
取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士	前 原 一 彦	⑩
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	小 杉 真 剛	⑩
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社PR TIMESの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の

利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月21日

株式会社 P R T I M E S

常勤監査役 (社外監査役) 向 川 壽 人 ⑩

監 査 役 (社外監査役) 田 中 紀 行 ⑩

監 査 役 羽 入 敏 祐 ⑩

以 上